

学校法人松山大学
松山短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

松山短期大学の概要

設置者 学校法人 松山大学
理事長 新井 英夫
学 長 松本 直樹
A L O 黒田 明良
開設年月日 昭和 27 年 4 月 1 日
所在地 愛媛県松山市文京町 4-2

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商科第 2 部		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

松山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月30日付で松山短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

松山商科大学の前身である松山高等商業学校創立時に初代校長が「三実」として「真実」、「実用」、「忠実」を校訓に定めて以来、昭和27年の短期大学設置以降も、建学の精神として受け継いでおり、これらは教育基本法に基づく公共性を有し、入学式での学長式辞や学生便覧での説明に加えて、ウェブサイトにも教育理念として掲載するなど、広報に努めている。

短期大学及び併設大学が協働する公開講座として、「松山大学コミュニティ・カレッジ」、「えひめベンチャー起業塾」等を実施し、地域社会に貢献している。

学則で教育目的を明確に示すとともに、建学の精神を踏まえた教育目標を定め、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。ただし、評価の過程で、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

三つの方針については、「専門的な観点」と「良い社会人の育成の観点」の2つから構成し、一体的に定めている。

自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会を組織し運用するとともに、学外の意見を取り入れる外部評価委員会を実施し、外部評価を受け入れている。

建学の精神と教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針が定められている。

教育課程は幅広い科目で編成されており、学生は自身の興味・関心、将来の進路に合わせて授業を選択することができるようになっている。

入学者受入れの方針は、ウェブサイトのほか、入学案内や選抜試験要項で明示しており、受験生、保護者や高校の進路指導者にも周知している。

授業評価アンケートは毎学期実施し、その結果は個々の教員にフィードバックしている。学内ポータルサイトやWi-Fi環境が整備されており、授業評価アンケートはそれらを活用し、直近の回答率が上がっている。

短期大学事務室は、学生の生活・進路・履修登録等の様々な支援を行っている。学生が求める支援内容は必要に応じて併設大学の他部署・部門につなぎ、サポートをしている。

就職等に関する支援は、主に短期大学事務室やキャリアセンターが担っている。編入学希望者には教員がゼミ等を通して指導にあたっている。

人的資源について、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編制しており、短期大学設置基準を充足している。

校訓を具体化した「実践的職業人の育成」、「教養豊かな良識ある社会人の育成」を目的に、専任教員は実務家教員を中心に採用している。事務組織については規程で責任体制が明確化されている。

物的資源である校地・校舎は、併設大学と共有し面積は十分あり、短期大学設置基準を満たしている。講義室、演習室はじめ、図書館、体育館等、施設も充実している。施設設備については各種規程に基づき維持管理され、計画的に改修・更新が行われている。火災・地震対策、防犯対策については、定期的に訓練を実施している。技術的資源については「情報システム整備に関する基本方針」を策定し、情報システムの整備が進められている。

財的状况について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人松山大学の業務を総理し、適切に管理運営を行っている。理事会は、規定された学校法人の業務及び理事の職務執行を適切かつ十分に監督している。

学長は、建学の精神に基づきリーダーシップを発揮して教学運営を遂行している。教授会は、教授会規則が定めるところにより審議機関として運営されており、議事録等も適切に整備している。

監事は、学校法人松山大学監事監査規程により監査計画を策定・実行し、理事会及び評議員会にて学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べ、監査業務を適切に実施している。

評議員会は寄附行為の規定に沿い、理事の定数の2倍を超える評議員で組織している。評議員会への諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に従って運営している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の教育情報、財務情報等をウェブサイト上に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 専任教員の中には、税理士や公認会計士の有資格者もいることから、実学教育を念頭に置いた内容の授業科目があり、授業評価アンケートの結果等により、実学的な学びについて受講した学生の満足度の高さを確認できた。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 「情報システム整備に関する基本方針」が定められ、優先順位を決め、計画的に整備が実施されている。学内ポータルシステム「松大 UNIPA」の刷新導入をはじめ、教育研究活動に資する情報ネットワークのセキュリティ強化、無線ネットワークの全館整備による BYOD (Bring Your Own Device) 対応エリアの拡張等が進められている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教育の質の向上・充実につなげる授業評価アンケートについて、アンケート結果を担当者にフィードバックしているが、教員からの報告書や改善計画を求めてないため、自由記述部分の活用を含めて、授業評価結果を課題や改善につなげる対応が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 令和 5 年度に FD 活動を具体的に推進する組織として「松山短期大学 FD 推進部会」が設けられているが、計画的・体系的な取組みはこれからの課題となっている。非常勤教員も含む全教員間で成績評価方法を検討するなどの FD 研修の実施が望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財的状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

松山商科大学の前身である松山高等商業学校創立時に初代校長が「三実」として「真実」、「実用」、「忠実」を校訓に定めて以来、松山短期大学はその校訓を受け継ぎ、建学の精神として定着させている。創設期に尽力された初代校長を含む3人の恩人の銅像をキャンパスに設置して、「三恩人」の存在と建学の精神の学びを大切にする姿勢を有している。また、入学式での学長式辞や学生便覧での説明に加えて、ウェブサイトにも建学の精神に基づく教育理念を掲載するなど、広報に努めている。

短期大学及び併設大学が協働する公開講座として、「松山大学コミュニティ・カレッジ」、「えひめベンチャー起業塾」、「新居浜生涯学習大学」を実施している。教員は企業と協働した「はだか麦」の商品開発や、道後温泉旅館組合と協働で新商品に関するレシピ開発など行い、道後温泉地域の観光業への地域連携が行われている。

学則で教育目的を明確に示すとともに、建学の精神として校訓「三実」を踏まえた教育目標を定め、学生便覧やウェブサイトで学内外に公表している。

建学の精神である校訓「三実」に基づき、教育目的・目標を定めており、その教育目的・目標に基づき、科目ごとに学習の目的、到達目標をシラバスに明示している。なお、学科の学習成果が明確に定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、学習成果を測定するための査定（アセスメント）の策定が望まれる。

三つの方針については、「専門的な観点」と「良い社会人の育成の観点」の2つから構成し、一体的に定めている。

自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会を組織し運用するとともに、学外の意見を取り入れる外部評価委員会による外部評価を実施している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神と教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針が定められ、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、それぞれ学生便覧に明確に示されている。また、年間で履修登録できる単位数の上限は、松山短期大学細則において40単位以内と定められている。

商業・実務系の学科にふさわしく、教育課程は幅広い科目で編成されており、学生は自身の興味・関心、将来の進路に合わせて授業を選択することができ実学的な支援が充実している。各授業科目のシラバスは「シラバス作成の手引き」に沿って作成されている。授業評価アンケートは毎学期実施し、その結果は個々の教員にフィードバックしているが、教員からの報告書や改善計画を求めてないため、自由記述部分の活用を含めて、授業評価結果を課題や改善につなげる対応が望まれる。学生は教員への連絡等にメールをはじめとする学内通信手段を活用しており、短期大学事務室が学生のサポートを担っている。

実践的職業人としての実学教育を念頭に置いた内容の授業科目を配置し、授業評価アンケートの結果からも、成果が表れていることが確認できる。なお、基礎学力不足の学生への対応について課題意識を有しているものの具体的な支援が策定されていないため、組織としての対応が望まれる。

入学者受入れの方針は、ウェブサイトのほか、入学案内や選抜試験要項の中で明示しており、受験生、保護者や高校の進路指導者にも、これらを通じて周知している。

学内ポータルサイトや Wi-Fi 環境が整備されており、授業評価アンケートはそれらを活用し、直近の回答率が上がっている。

短期大学事務室は、学生の生活・進路・履修登録等の様々な支援を行っている。学生が求める支援内容や必要に応じて併設大学の他部署・部門につなぎ、サポートをしている。学生生活における各種手続きや相談窓口が、1 か所にまとまっており、学生にとってワンストップの対応は便利である。

就職等に関する支援は、主に短期大学事務室やキャリアセンターが担っている。編入学希望者には教員がゼミ等を通して指導にあたっている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

人的資源について、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織を編制しており、短期大学設置基準を充足している。

校訓「三実（真実・実用・忠実）」を学生と教職員が全員で共有することを目標に取り組んでいる。校訓を具体化した「実践的職業人の育成」、「教養豊かな良識ある社会人の育成」を目的に、専任教員は公認会計士や税理士の経験をもつ教員が多く、実務家教員を中心に採用している。事務組織については規程で責任体制が明確化されており、情報機器、学内 LAN 等、設備も整備されている。専任教員の研究活動に関しては、科学研究費補助金や外部研究費等の獲得について実績を上げながら、公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制の見直し、不正防止に努めている。FD 活動については「松山短期大学 FD 推進部会」で活動を検討することになっているが計画的・体系的な取組みはこれからの課題となっているため、非常勤教員も含む全教員間で成績評価方法を検討するなどの FD 研修の実施が望まれる。SD 活動については「SD 委員会規程」に基づき、学校法人と一体となって委員会が計画的に研修会を実施している。

就業規則、給与規程、育児休業等に関する規程、介護休業等に関する規程等が整備されており、学内ポータルシステムを通じて、いつでも閲覧できる環境が整備されている。また、勤怠管理システムを導入し就業管理をしている。

物的資源である校地・校舎は、併設大学と共有し面積は十分あり、短期大学設置基準を満たしている。講義室、演習室はじめ、図書館、体育館等、施設も充実している。バリアフリー設備も整備され、障がいをもつ学生にも支障のない学修環境が提供されている。施設設備については各種規程に基づき維持管理され、計画的に改修・更新が行われている。火災・地震対策、防犯対策については、定期的に訓練を実施している。

技術的資源については「情報システム整備に関する基本方針」を策定し、それに基づき情報システムの整備が進められている。

財的状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為に基づき、学校法人松山大学の業務を総理し、適切に管理運営を行っている。理事会は、規程に定められた学校法人の業務及び理事の職務執行を適切かつ十分に監督しており、学校法人の組織体制において理事長のリーダーシップが十分に発揮されている。理事は、寄附行為により選任しており、私立学校法の役員選任の規定に準拠している。

学長は、学長選考規程により適切に選任されており、建学の精神に基づき教学運営の遂行に努めている。教授会は、教授会規則が定めるところにより審議機関として運営されており、議事録等も適切に整備している。

監事は、学校法人松山大学監事監査規程により監査計画を策定・実行し、理事会及び評議員会において学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べている。毎年5月に内部監査室及び会計監査人による三様監査を実施して、監査意見の交換を行っている。これらの結果を踏まえて当該会計年度終了後2か月以内に監査報告を適切に実施している。

評議員会は寄附行為の規定に沿い、理事の定数の2倍を超える評議員で組織している。評議員会への諮問事項は寄附行為に規定し、私立学校法の規定に従って運営している。また、令和7年度の改正私立学校法への対応のため、寄附行為改正の検討も進めており、適切な対応を図っている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の教育情報、財務情報等をウェブサイト公表・公開している。